

## 第3次出雲市障がい者計画、 第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の位置づけ

### 障がい者福祉計画とは

障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために基本的な理念を定める計画です。

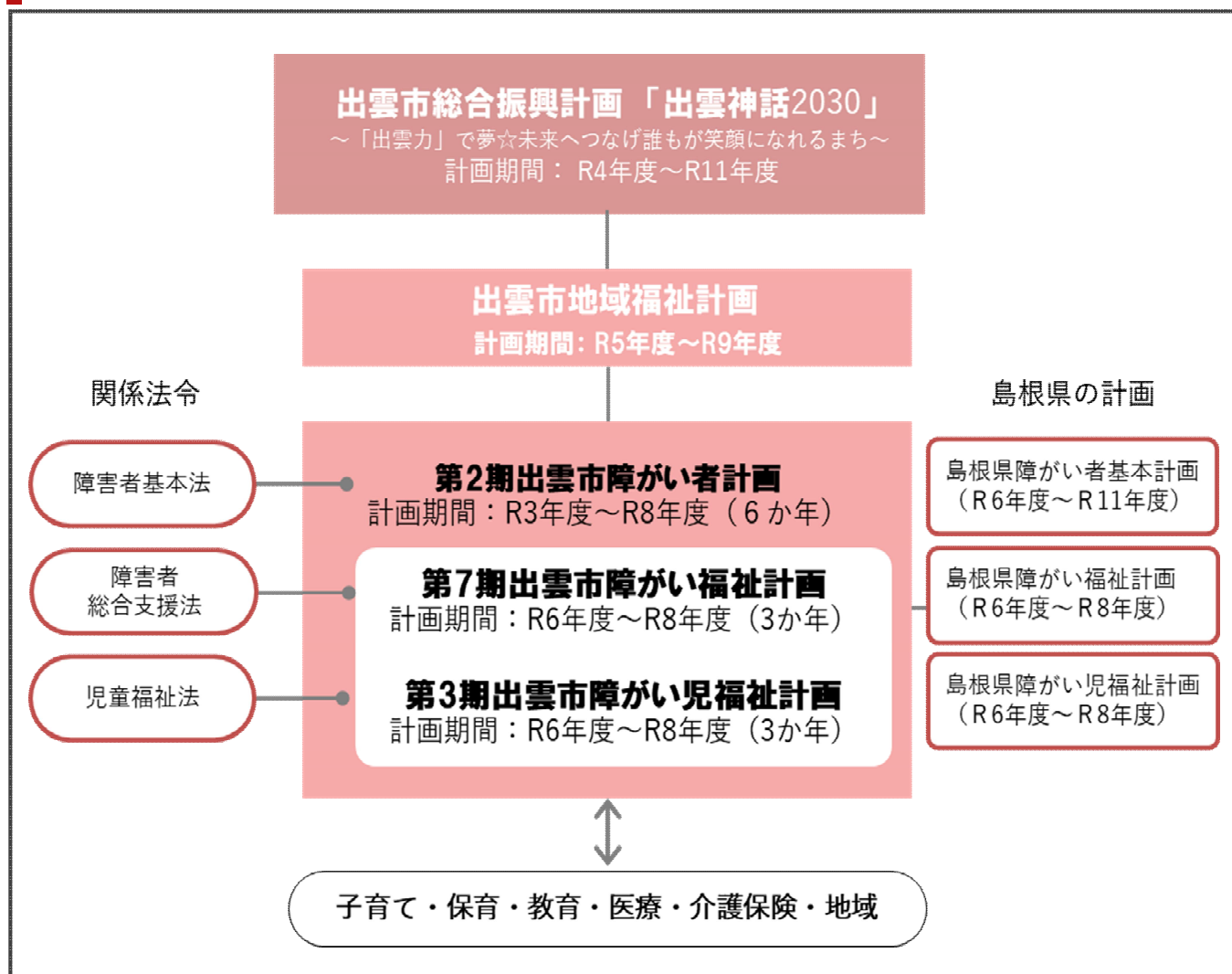
障がい者基本法により策定が義務付けされています。

### 障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

障がい福祉サービス・障がい児通所サービス・相談支援・地域生活支援事業の提供体制について、必要なサービス見込量及びその確保体制並びに連携体制等に関して定める計画です。

障がい者総合支援法及び児童福祉法により策定が義務づけられています。

### 他の計画等との関係図



## 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

| 計画名          | 障がい者計画                                                                                                                                                | 障がい福祉計画                                                                                                                           | 障がい児福祉計画                                                                                                            |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要           | 障がい者施策施策全般に関わる理念や基本的な方針・目標を定める。                                                                                                                       | 障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや必要なサービス見込量及びその見込量を確保するための方策等を定める。                                                                      | 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりや、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの見込量及びその見込量を確保するための方策等を定める。                              |
| 策定根拠         | 障害者基本法<br><b>第 11 条第 3 項</b><br>市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。                      | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）<br><b>第 88 条第 1 項</b><br>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 | 児童福祉法<br><b>第 33 条の 20 第 1 項</b><br>市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。 |
| 協議会への意見聴取    | 規定なし                                                                                                                                                  | 要（努力義務）<br>障害者総合支援法第 88 条第 9 項                                                                                                    | 要（努力義務）<br>児童福祉法第 33 条の 20 第 9 項                                                                                    |
| 合議制の機関への意見聴取 | 要（義務）<br>障害者基本法第 11 条第 6 項                                                                                                                            | 要（義務）<br>障害者総合支援法第 88 条第 10 項                                                                                                     | 要（義務）<br>児童福祉法第 33 条の 20 第 10 項                                                                                     |
| 計画策定義務化の経緯   | 平成 5 年 障害者基本法成立<br><b>【都道府県・市町村】</b> 障害者計画策定が努力義務化<br>平成 16 年 障害者基本計画改正<br><b>【都道府県】</b> 障害者計画策定が義務化<br>平成 19 年 障害者基本計画改正<br><b>【市町村】</b> 障害者計画策定が義務化 | 平成 18 年 障害者自立支援法成立<br><b>【都道府県・市町村】</b> 国の基本指針に即した障害福祉計画策定が義務化                                                                    | 平成 28 年 児童福祉法改正<br><b>【都道府県・市町村】</b> 国の基本指針に即した障害児福祉計画策定が義務化                                                        |
| 国の指針等        | 第 5 次障害者基本計画<br>（5 年間：令和 5 年～令和 9 年）                                                                                                                  | 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針                                                                                           | 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針                                                                             |

### 第3次障がい者計画、 第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定スケジュール

| 年月       | 協議会開催予定    | 障がい福祉計画・障がい児福祉計画            | 市議会への<br>報告予定           |
|----------|------------|-----------------------------|-------------------------|
| R8<br>4月 |            | スケジュール等検討<br><br>現行計画の評価・検証 |                         |
| 5月       |            | 計画骨子の作成                     |                         |
| 6月       |            |                             |                         |
| 7月       | 第1回(7/8)   | 構成(骨子)案審議                   |                         |
| 8月       |            | サービス見込量・成果目標検討              |                         |
|          |            | 計画素案の作成                     |                         |
|          |            | 資料編の作成                      |                         |
| 9月       |            |                             |                         |
|          | 第2回(9月下旬)  | 素案審議                        |                         |
| 10月      |            | 計画素案の修正                     |                         |
| 11月      |            |                             |                         |
|          | 第3回(11月中旬) | 素案審議                        |                         |
| 12月      |            | 計画素案の修正(最終調整)               |                         |
|          |            | 答 申                         | 文教厚生委員会・全員協議会報告(計画案報告)  |
| R6<br>1月 |            | パブリックコメント実施                 |                         |
|          |            | 計画作成完了                      |                         |
| 2月       | 第4回(2月上旬)  | 報告                          |                         |
| 3月       |            |                             | 文教厚生委員会・全員協議会報告(計画策定報告) |

# 第1部 計画の策定にあたって

## 第2部 第3次出雲市障がい者計画

資料 1 - 4

| 項 目                         | 内 容                                    |
|-----------------------------|----------------------------------------|
| 第1部 計画の策定にあたって              |                                        |
| 1 はじめに                      | 冒頭文                                    |
| 2 社会情勢                      | 国の動向を踏まえた障がい福祉行政全般について                 |
| 3 計画の位置づけ                   | 本計画の位置づけ                               |
| 4 計画期間                      | 計画期間の説明                                |
| 5 計画の策定体制                   | 計画策定体制(施策推進協議会の検討、ニーズ把握調査状況)の説明        |
| 6 計画の推進に向けて                 | 計画の推進体制(役割及び、計画の進捗管理説明、施策推進協議会の体制)の説明  |
| 7 障がい者の状況及び現状分析             | 各手帳及び難病受給者証所持者数、障がい福祉サービス支給決定状況などの状況説明 |
| 第2部 第3次出雲市障がい者計画            |                                        |
| 1 障がい者計画の基本方針               | 本計画の基本方針                               |
| 1 基本的な考え方                   | 本計画の基本的な考え方                            |
| (1) 目標                      | 障害者基本法に則した目標の設定                        |
| (2) 方針                      | 基本理念を踏まえた方針の設定                         |
| (3) 施策の体系                   | 目標・方針から基本施策への体系の図解                     |
| 2 前計画の進捗と評価                 | 第2次出雲市障がい者計画の進捗及び評価                    |
| (1) 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進      | 前計画項目『障がい者差別の解消及び権利擁護の推進』の進捗・評価・取組等    |
| (2) 地域生活の充実                 | 前計画項目『地域生活の充実』の進捗・評価・取組等               |
| (3) 就労支援                    | 前計画項目『就労支援』の進捗・評価・取組等                  |
| (4) 保健・医療、教育の充実             | 前計画項目『保健・医療、教育の充実』の進捗・評価・取組等           |
| (5) 生活環境、災害時支援              | 前計画項目『生活環境、災害時支援』の進捗・評価・取組等            |
| 2 障がい者計画の施策の方向              | 本計画の施策の方向について(前計画と項目内容は同じ、現状と課題を追記)    |
| 1 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進        | 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進の現状と課題               |
| (1) 障がい者差別の解消及び障がいに対する理解の促進 | 『障がい者差別の解消及び障がいに対する理解の促進』に関する考え方と施策の方向 |
| (2) 権利擁護の推進、虐待の防止           | 『権利擁護の推進、虐待の防止』に関する考え方と施策の方向           |
| 2 地域生活の充実                   | 地域生活の充実の現状と課題                          |
| (1) サービス基盤の整備               | 『サービス基盤の整備』に関する考え方と施策の方向               |
| (2) 生活支援体制の整備               | 『生活支援体制の整備』に関する考え方と施策の方向               |
| (3) 障がい児支援の充実               | 『障がい児支援の充実』に関する考え方と施策の方向               |
| (4) 社会参加支援                  | 『社会参加支援』に関する考え方と施策の方向                  |
| 3 就労支援                      | 就労支援の現状と課題                             |
| (1) 障がい特性や能力を生かした多様な就労の促進   | 『障がい特性や能力を生かした多様な就労の促進』に関する考え方と施策の方向   |
| 4 保健・医療、教育の充実               | 保健・医療、教育の充実の現状と課題                      |
| (1) 障がい者に対する適切な医療等の提供       | 『障がい者に対する適切な医療等の提供』に関する考え方と施策の方向       |
| (2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実      | 『一人ひとりのニーズに応じた教育の充実』に関する考え方と施策の方向      |
| 5 生活環境、災害時支援                | 生活環境、災害時支援の現状と課題                       |
| (1) バリアフリーの推進               | 『バリアフリーの推進』に関する考え方と施策の方向               |
| (2) 防災、災害時や感染症に対応した支援の充実    | 『防災、災害時や感染症に対応した支援の充実』に関する考え方と施策の方向    |

## 島根県障がい者基本計画（令和6年～令和11年）一部抜粋

## 第3編 施策の方向

## 施策体系図

| 大項目               | 中項目                          | 小項目                                                                                                |
|-------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 差別の解消及び権利擁護の推進 | (1) 障がい者差別の解消の推進             | ① 障がい者差別の解消の推進<br>② 合理的配慮の提供                                                                       |
|                   | (2) 障がいに対する理解の促進             | ① 啓発・広報活動の推進<br>② 障がいに対する理解教育<br>③ 交流・ふれあいの促進<br>④ 生涯学習の推進                                         |
|                   | (3) 権利擁護のための施策の充実            | ① 権利擁護の推進<br>② 虐待防止対策の推進                                                                           |
|                   | (1) サービス基盤の整備                | ① 居住の場の確保<br>② 日中活動の場の充実<br>③ 訪問系サービスの充実<br>④ 重度障がい者・難病患者への支援体制の充実<br>⑤ 移動支援の充実                    |
|                   | (2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | ① コミュニケーション支援<br>② 情報アクセシビリティの向上<br>③ 視覚障害者等の読書環境の整備                                               |
|                   | (3) 生活支援体制の整備                | ① 相談支援体制の充実<br>② 人材の確保・定着<br>③ 各種制度の活用促進                                                           |
|                   | (4) 障がい児支援の充実                | ① 地域における支援体制の整備<br>② 医療的ケア児等に対する支援<br>③ 各種医療対策の充実                                                  |
|                   | (5) スポーツ・文化芸術活動への支援          | ① スポーツ・レクリエーションへの支援<br>② 文化芸術活動への支援                                                                |
|                   | (6) 地域における福祉活動の充実            | ① 障がい者団体や本人活動の支援<br>② 社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実<br>③ ボランティア活動の推進                                    |
| 3. 就労支援           | (1) 一人ひとりの障がい特性や能力を生かした就労の促進 | ① 雇用率制度を柱とした施策の推進<br>② 定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援<br>③ 多様な雇用・就業形態の促進<br>④ 雇用への移行を進めるための支援<br>⑤ 職業能力の開発 |
|                   | (2) 工賃等向上のための支援              | ① 共同化・連携の推進<br>② 受注・販路の拡大<br>③ 企業的経営手法の導入                                                          |
|                   | (1) 保健活動の推進                  | ① 健康づくりの推進<br>② 精神保健の推進<br>③ 地域保健活動への支援                                                            |
|                   | (2) 難病対策の推進                  | ① 相談支援・生活支援の充実<br>② 福祉サービスの提供                                                                      |
|                   | (3) 障がい者に対する適切な医療等の提供        | ① 地域医療、救急医療体制の充実<br>② 適切な医療の提供<br>③ 医療従事者の養成・確保<br>④ リハビリテーション体制の充実                                |
| 5. 生活環境           | (4) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実       | ① 指導充実のための教育環境の整備<br>② 早期からの一貫した相談支援体制の整備<br>③ 地域における多様な連携の推進<br>④ 指導力の向上と研修の推進<br>⑤ 社会的及び職業的自立の促進 |
|                   | (1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進       | ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備                                                                               |
|                   | (2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進        | ① 県立施設の整備<br>② 民間施設の整備<br>③ 住宅の整備                                                                  |
|                   | (3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進  | ① 道路環境の整備<br>② 安全な交通施設の整備<br>③ 公共交通機関の充実<br>④ 移動支援の充実                                              |
|                   | (4) 防災・感染症・防犯対策の推進           | ① 防災対策の充実<br>② 感染症対策の充実<br>③ 業務継続への支援<br>④ 防犯対策の充実                                                 |

### 第3部 第8期出雲市障がい福祉計画

資料 1 - 4

赤字は前回との変更

| 項 目                                        | 内 容                                                     |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第3部 第8期出雲市障がい福祉計画                          |                                                         |
| 1 基本的事項                                    | 本計画の基本方針                                                |
| (1) 前期計画の進捗と評価                             | 第7期出雲市障がい福祉計画の進捗と評価                                     |
| (2) 基本方針                                   | 本計画の基本的な方針                                              |
| 2 具体的な施策と成果目標                              | 本計画の施策について(一部構成変更)                                      |
| 1 障がい福祉サービス等の提供体制の確保及び質の向上                 | 障がい福祉サービス等の提供体制の確保及び質の向上【提供体制の確保(新規)+2質の向上⇒1へ】          |
| (1) 障がい福祉サービス等の提供体制の確保                     | 障がい福祉サービス等の提供体制の確保【新規(障がい福祉人材の確保・定着含む)】                 |
| (2) 障がい福祉サービス提供事業者等の質の向上に向けた取組             | 障がい福祉サービス提供事業者等の質の向上に向けた取組【2質の向上⇒1へ】                    |
| (3) サービス給付の適正化                             | サービス給付の適正化【2質の向上⇒1へ】                                    |
| 2 相談支援体制の充実・強化等                            | 相談支援体制の充実・強化等【1相談支援体制の充実・強化⇒2へ】                         |
| (1) 地域における相談支援体制の充実・強化等                    | 地域における相談支援体制の充実・強化等                                     |
| (2) 重度障がい者・医療的ケア(高次脳機能障害含む)が必要な者等への相談支援の充実 | 重度障がい者・医療的ケア(高次脳機能障害含む)が必要な者等への相談支援の充実【(高次脳機能障害含む)新規追加】 |
| (3) 外国人障がい者への相談支援体制                        | 外国人障がい者への相談支援体制                                         |
| 3 地域における生活の維持及び継続の推進                       | 地域における生活の維持及び継続の推進                                      |
| (1) 入所等からの地域移行に向けての体制確保                    | 入所等からの地域移行に向けての体制確保                                     |
| (2) 地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者及びその家族への重層的な支援    | 地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者及びその家族への重層的な支援【3-3⇒3-2へ※重要度上がったため】 |
| (3) 地域生活支援拠点の機能の充実                         | 地域生活支援拠点の機能の充実【3-2⇒3-3へ】                                |
| (4) 災害時に備えた支援                              | 災害時に備えた支援                                               |
| 4 福祉施設(福祉就労)から一般就労への移行                     | 福祉施設(福祉就労)から一般就労への移行                                    |
| (1) 一般就労への移行や賃金・工賃向上への取組の促進                | 一般就労への移行や賃金・工賃向上への取組の促進                                 |
| (2) 一人ひとりの希望にあった働き方へのマッチング                 | 一人ひとりの希望にあった働き方へのマッチング                                  |
| (3) 農福連携の更なる推進と理解促進等                       | 農福連携の更なる推進と理解促進等                                        |
| 5 共生社会の実現に向けた取組                            | 共生社会の実現に向けた取組                                           |
| (1) 障がいを理由とする差別の解消の推進                      | 障がいを理由とする差別の解消の推進                                       |
| (2) 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援                    | 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援                                     |
| 6 障がい者の社会参加を支える取組                          | 障がい者の社会参加を支える取組                                         |
| (1) 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進                 | 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進                                  |
| (2) 障がい者による芸術文化活動・スポーツ活動の推進                | 障がい者による芸術文化活動・スポーツ活動の推進                                 |



| 3 各種サービスの利用状況と計画                                            | 計画値と実績(表挿入)     |
|-------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1 障がい福祉サービスの利用状況と計画値                                        |                 |
| (1) 訪問系(居宅介護等)                                              | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (2) 日中活動系(生活介護、自立訓練等、就労移行、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、短期入所事業、療養介護) | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (3) 居住系(共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助)                               | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (4) 相談支援                                                    | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (5) 障がい者補装具                                                 | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| 2 地域生活支援事業の利用状況と計画値                                         |                 |
| (1) 理解促進研修・啓発事業                                             | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (2) 自発的活動支援事業                                               | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (3) 相談支援事業                                                  | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (4) 成年後見制度利用支援事業                                            | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (5) 意思疎通支援事業                                                | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (6) 日常生活用具給付事業                                              | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (7) 移動支援事業                                                  | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (8) 地域活動支援センター                                              | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (9) 訪問入浴事業                                                  | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (10) 日中一時支援事業                                               | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (11) コミュニケーション支援事業                                          | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (12) 重度訪問介護利用者大学修学支援事業                                      | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (13) 職親委託事業                                                 | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (14) 身体障がい者自動車改造費助成事業                                       | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (15) 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業                                   | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| 3 出雲市独自のサービスの利用状況と計画値                                       |                 |
| (1) 手話普及推進条例                                                | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (2) 障がい者福祉タクシー                                              | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (3) 腎臓機能障がい者通院費助成事業                                         | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (4) 自立支援医療費助成事業                                             | 事業内容、達成状況及び計画目標 |
| (5) 障がい者福祉施設整備費補助                                           | 事業内容、達成状況及び計画目標 |

## 第4部 第4期出雲市障がい児福祉計画

資料 1 - 4

赤字は前回との変更

| 項 目                                | 内 容                            |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 第4部 第4期出雲市障がい児福祉計画                 |                                |
| 1 基本的事項                            | 本計画の基本方針                       |
| (1) 前期計画の進捗と評価                     | 第3期出雲市障がい児福祉計画の進捗と評価           |
| (2) 基本方針                           | 本計画の基本的な方針                     |
| 2 具体的な施策と成果目標                      | 本計画の施策について(一部構成変更)             |
| 1 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保及び質の向上 |                                |
| (1) 障がい児に対する通所支援の提供体制の確保整備         | 障がい児に対する通所支援の提供体制の確保整備新規【新規】   |
| (2) 障がい児に対する相談支援の提供体制の確保整備         | 障がい児に対する相談支援の提供体制の確保整備【変更1⇒2へ】 |
| (3) 医療的ケア児への支援                     | 医療的ケア児への支援【変更4⇒3へ】             |
| (4) 重症心身障がい児への支援                   | 重症心身障がい児への支援【変更3⇒4へ】           |
| (5) 保育・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援        | 保育・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援        |
| (6) 児童発達支援センターの機能強化                | 児童発達支援センターの機能強化【変更2⇒6へ】        |
| 3 各種サービスの利用状況と計画                   | 計画値と実績(表挿入)                    |
| 1 障がい児通所支援の利用状況と計画値                |                                |
| (1) 障がい児通所支援                       | 事業内容、達成状況及び計画目標                |
| (2) 障がい児相談支援                       | 事業内容、達成状況及び計画目標                |
| (3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業            | 事業内容、達成状況及び計画目標                |
| (4) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付            | 事業内容、達成状況及び計画目標                |



赤字は前回との変更

| 項 目                      | 内 容          |
|--------------------------|--------------|
| 資料編                      |              |
| 1 出雲市障がい者施策推進協議会委員名簿     |              |
| 2 出雲市障がい者施策推進協議会設置条例     | 条例全文         |
| 3 出雲市福祉のまちづくり条例          | 条例全文         |
| 4 出雲市手話の普及の推進に関する条例      | 条例全文         |
| 5 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図及び活動 |              |
| 出雲市障がい者施策推進協議会の組織図       | 組織図          |
| 運営会議、専門部会等の活動            | 活動報告         |
| 6 障がい者の状況等               |              |
| 7 アンケート集計結果概要            | 令和7年度アンケート抜粋 |
| 8 障がい福祉サービスの種類と内容        | 障がい福祉サービスの説明 |
| 9 地域生活支援事業の種類と内容         | 地域生活支援事業の説明  |
| 10 計画見込数値(島根県報告数値)       |              |
| 11 障がい福祉サービス給付費の推移       | 図            |
| 12 出雲市相談支援事業所一覧          | 令和8年10月1日現在  |
| 13 社会情勢                  | 年表           |
| 14 計画の審議経過               |              |

成果目標に関する事項(計画が終了する令和11年度末の目標)

| 目標項目                                         | 県 | 市町村 | 基本指針                                                                                                                                                                                  | <参考>第7期計画                                       |
|----------------------------------------------|---|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <b>福祉施設の入所者の地域生活への移行(継続)</b>                 |   |     |                                                                                                                                                                                       |                                                 |
| 地域生活移行者                                      | ○ | ○   | 令和7年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行                                                                                                                                                           | 令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行                     |
| 施設入所者                                        | ○ | ○   | 令和7年度末時点の施設入所者から5%以上削減                                                                                                                                                                | 令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減                          |
| <b>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(項目の見直し等)</b>     |   |     |                                                                                                                                                                                       |                                                 |
| 退院後1年以内の地域における平均生活日数                         | ○ |     | 退院後1年以内の地域における生活日数の平均を319.3日以上                                                                                                                                                        | 退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上                  |
| 1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である者) | ○ |     | 1年以上長期入院患者数を、国提示の推計式を用いて設定                                                                                                                                                            | 1年以上長期入院患者数を、国提示の推計式を用いて設定                      |
| 退院患者の30日以上再入院率(退院後90日時点、180日時点、365日時点)       | ○ |     | 再入院率をそれぞれ10.3%、17.4%、25.7%以上とする                                                                                                                                                       | 退院率をそれぞれ68.9%、84.5%、91.0%以上とする                  |
| 心のサポーター数                                     | ○ |     | 令和15年度末までに100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し設定(県全体で5,200人)                                                                                                                                      | —<br>(新規)                                       |
| 住民のこころの状態                                    | ○ |     | 住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K6という尺度を活用して評価                                                                                                                                    | —<br>(新規)                                       |
| <b>福祉施設から一般就労への移行等(項目の見直し等)</b>              |   |     |                                                                                                                                                                                       |                                                 |
| 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数                      | ○ | ○   | 令和6年度実績の1.31倍以上                                                                                                                                                                       | 令和3年度実績の1.28倍以上                                 |
| 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数       | ○ | ○   | それぞれ令和6年度実績の1.14倍、概ね1.52倍、概ね1.67倍以上                                                                                                                                                   | それぞれ令和3年度実績の1.31倍、概ね1.29倍、概ね1.28倍以上             |
| 就労定着支援事業の利用者                                 | ○ | ○   | 令和6年度実績の1.47倍以上                                                                                                                                                                       | 令和3年度実績の1.41倍以上                                 |
| 就労定着支援事業の就労定着率                               | ○ | ○   | 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上                                                                                                                                                 | 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上           |
| 就労移行支援事業所の一般就労移行率                            | ○ | ○   | 就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上                                                                                                                                                                | 就労移行率が5割以上の事業所を全体の5割以上                          |
| 就労選択支援事業所の設置                                 | ○ | ○   | 協議会の設置圏域ごとに1事業所以上設置                                                                                                                                                                   | —<br>(新規)                                       |
| 就労選択支援の利用者                                   | ○ | ○   | 令和11年度に82,000人以上                                                                                                                                                                      | —<br>(新規)                                       |
| <b>障がい児支援の提供体制の整備等(項目の見直し等)</b>              |   |     |                                                                                                                                                                                       |                                                 |
| 児童発達支援センターの中核的な支援機能                          | ○ | ○   | 各市町村に児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保(単独での確保が困難な場合は圏域での確保可)<br>(1)幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能<br>(2)地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能<br>(3)地域のインクルージョン推進の中核としての機能<br>(4)地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能 | 各市町村に少なくとも1カ所以上設置(単独設置が困難な場合は圏域設置可)             |
| 保育所等訪問支援等を活用したインクルージョンの推進                    | ○ | ○   | 各市町村において、地域のインクルージョンを推進する体制の構築及び保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置(単独設置が困難な場合は圏域設置可)                                                                                                   | 全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築 |
| 難聴児支援のための中核的な機能を有する体制                        | ○ | —   | 県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の策定                                                                                                                                                     | 県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する             |

| 目標項目                                     |                                                                | 県 | 市町村   | 基本指針                                                                                                                                                      | ＜参考＞第7期計画                                                               |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
|                                          | 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等                       | — | ○     | 各市町村に少なくとも1カ所以上確保(単独設置が困難な場合は圏域設置可。また児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保でも可)                                       | 各市町村に少なくとも1カ所以上確保(単独設置が困難な場合は圏域設置可)                                     |
|                                          | 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置                         | ○ | —     | 令和11年度末までに県において、関係者による協議の場に医療的ケア児支援センターの参画及び、医療的ケア児支援センターにコーディネーターを配置                                                                                     | 令和8年度末までに県は、医療的ケア児支援センターを設置し、コーディネーターを配置                                |
|                                          | 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置                         | — | ○     | 令和11年度末までに各市町村において、関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置(単独設置が困難な場合は圏域設置可)                                                                                           | 令和8年度末までに県、圏域、市町村に関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置                            |
|                                          | 障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行出来るようするための移行調整の協議の場の設置 | ○ | ○指定都市 | 令和11年度末までに県、指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置                                                                                                                       | 令和8年度末までに県、指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置                                      |
|                                          | 障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保                                      | — | ○     | 令和11年度末までに各市町村又は各圏域において関係機関との連携体制を確保した上で、伴走的な相談体制を確保                                                                                                      | —<br>(新規)                                                               |
|                                          | 強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備                                      | ○ | ○指定都市 | 令和11年度末までに県又は指定都市において、強度行動障害のある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備を進める                                                                                  | —<br>(新規)                                                               |
| 地域生活支援の充実(項目の見直し等)                       |                                                                |   |       |                                                                                                                                                           |                                                                         |
|                                          | 障がい者の地域生活への移行支援及び生活支援の充実                                       | ○ | ○     | 各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し、当該各市町村の全ての日常生活圏域を支援対象とする(複数市町村による共同整備可)(1)地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置(2)地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置(3)年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討 | 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討                     |
|                                          | 強度行動障害の状態にある者の支援体制の整備                                          | — | ○     | 各市町村又は圏域において、令和11年度末までに強度行動障害のある者について、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関が連携した支援体制の整備                                                                                     | —<br>(新規)                                                               |
| 相談支援体制の充実・強化等(項目の見直し等)                   |                                                                |   |       |                                                                                                                                                           |                                                                         |
|                                          | 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組                            | — | ○     | 令和11年度末までに全市町村に基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会を設置・整備し連携させること等により、地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保                                                                    | 令和8年度末までに各市町村に基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)                              |
|                                          | セルフプランに関する分析等                                                  | ○ | ○     | セルフプランに関する分析等を行うとともに相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、令和11年度末までにのぞまないセルフプランの件数をゼロにする                                                                                    | —<br>(新規)                                                               |
| 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上(新規) |                                                                |   |       |                                                                                                                                                           |                                                                         |
|                                          | 障がい福祉人材の確保・定着(計画的な専門人材養成の推進)                                   | ○ | —     | 県において相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等を養成し、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施                                                                                           | 県による相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数の見込みを定める |
|                                          |                                                                | ○ | —     | 県において人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置。ケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図る                                                    | —<br>(新規)                                                               |

| 目標項目           | 県 | 市町村       | 基本指針                                                        | ＜参考＞第7期計画 |
|----------------|---|-----------|-------------------------------------------------------------|-----------|
| 障害福祉サービス等の質の向上 | ○ | ○         | 令和11年度までに別表第1の13※に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築 | —<br>(新規) |
|                | ○ | ○政令市又は中核市 | 障害福祉サービス等情報公表制度において、県、政令市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とする | —<br>(新規) |

(注) 表頭「県」、「市町村」欄に「○」がある場合に目標設定が必要

※ 別表第1の13

| 事 項                        | 内 容                                                                                         |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用    | 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。                                         |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。                |
| 指導監査結果の関係市町村との共有           | 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。 |

## 基本指針見直しの主な事項

### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

### ④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

### ⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

### ⑥障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

### ⑦障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

### ⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

### ⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

|                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載</li> </ul>                                                                                                                             |
| <b>⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進</li> </ul>                                                                                                                                            |
| <b>⑫住宅セーフティネット制度との連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携</li> </ul>                                                                                                                  |
| <b>⑬地域差の是正・指定の在り方等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法</li> <li>・ サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用 of 要請</li> <li>・ 重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める</li> </ul> |
| <b>⑭障害者等に対する虐待の防止等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進</li> <li>・ ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進</li> <li>・ 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携</li> </ul>                                                  |
| <b>⑮スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載</li> </ul>                                                                                                                 |
| <b>⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携</li> <li>・ 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載</li> </ul>                                                                                              |